

◇令和7年度の保険料額の算出方法

個人ごとの保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの所得に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) ※注1 (10円未満切り捨て)	=	均等割額 60,004円	+	所得割額 [総所得金額等※注2 - 基礎控除額※注3] × 11.83% (所得割率)
---------------------------------	---	-----------------	---	---

※注1 保険料の賦課限度額は80万円です。

※注2 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

また、給与所得と年金所得の双方を有する場合は、最大で10万円を控除する所得金額調整控除の適用があります。

※注3 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

◇令和7年度の保険料軽減

○世帯の所得状況に応じて、均等割額を軽減します。

対象者の所得要件 〔同一世帯※注4内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額※注5の合計額〕	軽減割合 (軽減後の均等割額の年額)
43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注6 以下	7割 (18,001円)
43万円(基礎控除額) + 30.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注6 以下	5割 (30,002円)
43万円(基礎控除額) + 56万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ※注6 以下	2割 (48,003円)

※注4 4月1日時点(年度途中で75歳になる方、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※注5 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金については、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額(最大)15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※注6 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった方
所得割額はかかりません。

また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減※注7されます。

なお、均等割額が7割軽減に該当する方は、7割軽減※注8が優先となります。

※注7 5割軽減後の保険料(年額30,002円)

※注8 7割軽減後の保険料(年額18,001円)